

多重債務で困ったら 一人で悩まずすぐ相談を!



借金を繰り返し、誰にも相談できずに返済困難に陥る人が増えています。今回は、多重債務の現状と相談方法を紹介します。

◎問い合わせ 都城市消費生活センター ☎23-7154

多重債務とは

自分の支払い能力以上に借金し、その借金返済のために複数の金融業者から借金を重ねてしまい、返済が困難になる状況を「多重債務」といいます。



借金返済のために借金を繰り返しても、解決にはなりません。また、言葉巧みに誘惑してくる「ヤミ金融」で借金すると、借金は雪だるま式に増えていきます。

その結果、自己破産すると、銀行などからの借り入れやクレジットカードの発行が受けられなくなるなどのデメリットが発生します。

多重債務の相談件数

令和5年度、市に寄せられた消費生活に関する相談は386件。そのうち、多重債務に関する相談は42件で、若者から高齢者まで幅広い世代から相談が寄せられています。中には多額の借金により、自己破産を考えなければならぬ相談もあるのが現状です。

多重債務に陥る原因

多重債務に陥る原因は、特別なものばかりではありません。
・冠婚葬祭など予定外の出費により借金し、返済のために借金を繰り返す
・自転車操業に陥ってしまう
・商品・サービスの購入やギャンブルのためのキャッシングを繰り返して利用している
・第三者に名義を貸したり、保証人になったりした結果、他者の借金を背負ってしまった など

SNSなどを利用した「個人間融資」に注意!

SNSや掲示板サイトなどを通じて、見知らぬ同士が金銭の貸し借りをする「個人間融資」。貸した人が罪に問われる恐れがあるだけでなく、借りた人も個人を装ったヤミ金融業者から違法な高金利で貸付けにであったり、個人情報が悪用されたりとさまざまな犯罪被害やトラブルに巻き込まれる恐れがあります。見知らぬ相手からの借り入れはやめましょう。



多重債務で困ったら

都城市消費生活センター（市役所北別館2階）では、毎月、弁護士による無料法律相談を行っています。まずは、自分の債務状況を客観的に把握することが大切です。一人で悩まず、早めに相談ください。

消費生活相談窓口（無料）



市ホームページから
も予約できます。

【電話・面接相談】
◎日時 毎週月～金曜日
9時～16時

※面接相談は要予約

【弁護士法律相談】

◎日時 9月27日(金)、10月25日(金)、
11月22日(金)、12月27日(金)、1月24日(金)、
2月28日(金)、3月28日(金)

※前々日までに要予約

【相談専用電話】

都城市消費生活センター
☎23-7154
三股町福祉・消費生活相談センター
☎52-0999
県消費生活センター 都城支所
☎24-0999

9月10日から16日は「自殺予防週間」

生きることを支える 「ゲートキーパー」

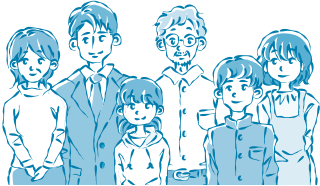
自殺予防週間の機会に命の大切さや自殺を防ぐ「ゲートキーパー」について考えてみませんか。

本市の自殺者の現状

・令和5年 26人。人口10万人当たりの自殺死亡率16・1
※全国の自殺死亡率17・6

ゲートキーパーとは

悩んでいる人が「自殺」という扉（ゲート）を開いて進まないよう、その扉の入り口を守る役割（キーパー）をする人のこと、「命の門番」ともいわれています。身近な人の様子や体調の変化に気付き、悩みを聞くなどの4つの役割で適切な方向へと導きます。



「ゲートキーパー」 4つの役割

【気付き・声掛け】

転勤や昇進、結婚、出産、身近な人との死別体験など、生活の変化は悩みの大きな要因となります。他人には幸せに見えることでも、本人には大きな悩みやストレスになる場合があります。少しの変化でも気付いたときは声を掛けましょう。

【傾聴】

相手の話にしっかりと耳を傾けましょう。大切なのは本人の気持ちを尊重すること、うなずくだけで十分です。相手のつらい気持ちを受け止め、話をしてくれたことに感謝し、つらい思いをしてきたことにねぎらいの言葉をかけましょう。

【つなぎ】

必要な場合は、相談機関を紹介し相談するように勧めましょう。その際は、一方的に押し付けず、相談に行きやすい雰囲気をつくり、必要などきは一緒に付き添ってあげましょう。

【見守り】

つらい気持ちを抱え、孤独感を募らせている人にとって、「見守られている」という安心感は心の支えになります。悩みは一度には解決できません。相談機関につないだ後も温かく見守り、回復を支えましょう。



ゲートキーパーになろう!

身近な人や大切な人が落ち込んでいた際、元気になってもうらためた何をしたら良いか分からない。そんな時は、勇気を出してまずは優しく声をかけることから始めてはどうでしょうか。その行動が、ゲートキーパーの第一歩になります。

【ゲートキーパー養成講座】

◎日時 9月10日(火) 10時～

相談機関

- ①よりそいホットライン ☎0120-1279-1338
 - ②県精神保健福祉センター ☎0985-132-5566
 - ③都城保健所 ☎23-4504
 - ④市役所障がい福祉課 ☎23-2980
- ※こころの相談専用電話 ☎36-8424

- 対象 市民
 - 定員 20人 ※申し込み順
- ※詳しくは、暮らしの情報8月15日号または、市ホームページを確認ください



- ⑤東部保健センター（高城保健センター） ☎58-6800
 - ⑥西部保健センター（高崎福祉保健センター） ☎62-4411
- ※①は24時間対応。②～⑥は月～金曜日（祝日・年末年始を除く）で
②は9時～19時、④は9時～12時、③13時～16時、⑤⑥は8時30分～17時15分
- ・その他相談先は、市ホームページを確認ください

